

偶者を有する者

・特別障害者である扶養親族を有する者

※その給与などの収入金額が1,000万円を超える場合は、1,000万円

②給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

その年の給与所得控除後の給与などの金額および公的年金などに係る雑所得の金額がある居住者で、給与所得控除後の給与などの金額および公的年金などに係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える者の総所得金額を計算する場合には、給与所得控除後の給与などの金額（※1）および公的年金などに係る雑所得の金額（※2）の合計額から10万円を控除した残額が、給与所得の金額（※3）から控除されることとなります。

（※1）その給与所得控除後の給与などの金額が10万円を超える場合には、10万円

（※2）その公的年金などに係る雑所得の金額が10万円を超える場合には、10万円

（※3）上記①の所得金額調整控除の適用がある場合には、その適用後の金額

(7) 医療費控除

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要です。平成29年分から令和元年分までの確定申告については、経過措置として従来どおり領収書の添付または提示によることも可能でしたが、令和2年分は経過措置が終了しています。

申告書の提出が必要な方

■所得税および復興特別所得税

①給与所得がある方

・給与の収入金額が年間で2,000万円を超える方
・給与を1カ所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合
・各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超える方

・給与を2カ所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合
・年末調整をされなかった給与の収入金額と各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超える方

※給与所得の収入金額の合計額から、所得控除の合計額（雑

損控除、医療費控除、寄附金控除および基礎控除を除く）を差し引いた金額が150万円以下で、さらに各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円以下の方は、申告不要です。

②公的年金などに係る雑所得がある方

公的年金などに係る雑所得のみで、公的年金などに係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと、残額がある方

※公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、その公的年金などの全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金などに係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告は不要です。

※所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

※所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

③退職所得がある方

外国企業から受け取った退職金などの源泉徴収されないものがある方

※退職金などの支払者に「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合は申告不要です。

④①③以外の方

各種の所得金額の合計額（譲渡所得や山林所得を含む）から所得控除を差し引き、その金額（課税される所得金額）に所得税の税率を乗じて計算した税額から配当控除額を差し引いた結果で残額のある方

※①④以外にも申告書の提出が必要な場合がありますので、ご不明な点は税務署にお問い合わせください。

e-Tax申告をご利用ください

e-Taxとは、所得税、消費税、贈与税などの申告手続をパソコンやスマートフォンからインターネットを通じて行うことができます。

新型コロナウイルス感染症防止の観点からもご自宅からのe-Taxをご利用ください。 ※詳しくは、e-Taxホームページをご確認ください。

年金

社会保険料控除証明書・公的年金等の源泉徴収票
紛失時など再発行が可能です

問 町民税務課 国保年金係 ☎77・3912

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」と「公的年金等の源泉徴収票」を紛失した際は、年金事務所などに連絡すれば再発行ができます。

社会保険料控除証明書の再発行について

国民年金保険料を納付した場合、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。このための「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、日本年金機構より順次送付しています。紛失した場合は電話で再

発行ができますので、年金事務所またはねんきん加入者ダイヤルへお問い合わせください。
※再発行にはおおむね1週間程度かかります。

■問合せ

・千葉年金事務所
☎043124216320
（自動音声案内）
・ねんきん加入者ダイヤル
☎057010031004

（ナビダイヤル）
・050で始まる電話番号でかけになる場合
☎031663012525

公的年金等の源泉徴収票の再発行について

令和2年分公的年金等の源泉徴収票は、老齢・退職を支給事由とする年金を受給している方全員へ日本年金機構より順次送付しています。

まだお手元に届いていない場合や紛失した場合などは、電話で再発行ができますので、年金事務所またはねんきんダイヤルへお問い合わせください。
※お急ぎの場合は年金事務所などに直接来訪してください。

※来訪により再交付を希望される方は、必要書類などがありますので、年金事務所などにお問合せください。

■問合せ

・千葉年金事務所
☎043124216320
（自動音声案内）
・ねんきんダイヤル
☎057010511165
（ナビダイヤル）
・050で始まる電話番号でかけになる場合
☎031670011165

■注意事項

再発行の手続きや問い合わせの際には、マイナンバーまたは基礎年金番号が分かるものをご用意ください。

旧優性保護法による
優生手術などを
受けた方へ

平成31年4月に成立し、公布・施行された「旧優性保護法一時金支給法」に基づいて、優生手術などを受けた方に一時金を支給しています。

■対象者

以下の①または②に該当する方で、現在生存されている方

- ①昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方（母体保護のみを理由として手術を受けた方は除く）
②①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除く）

■請求手続き

千葉県の窓口で請求書を提出してください。（郵送による提出も可能）

※請求書や添付書類（診断書・領収書）の様式は、厚生労働省のホームページに掲載しているほか、千葉県のホームページや窓口などでも入手できます。

■請求期限

令和6年4月23日(火)

■一時金の金額

320万円（一律）

※支給決定後、ご指定の金融機関の口座に独立行政法人福祉医療機構から振り込まれます。

■問合せ

- ・千葉県健康福祉部児童家庭課母子保健班 ☎043-223-2332
 - ・山武健康福祉センター地域保健課 ☎0475-54-0611
- ※受付時間は午前9時～午後5時（土日祝日、年末年始を除く）